

# 足利將軍の元服

—— 足利義満より同義教に至る ——

森 茂 暁

## はじめに

元服とは、「男子が成人になったことを社会的に承認し祝う通過儀礼の儀式」で「首服、首飾、冠礼、加冠、初冠」ともいい、古代では「挙式年齢は天皇ではだいたい一一―一五歳ぐらい、皇太子では一一―一七歳ぐらい、親王もこれに準ずる。一般の者は五、六歳から二〇歳ぐらいまでの間に行われた」とされる（『日本史大事典 第二巻』平凡社一九九三年二月）。中世の場合もだいたい同様とみてよからう。武家社会では冠に代えて、烏帽子を用いた。

武家社会での元服の実例は、『古事類苑 礼式部一』（吉川弘文館 一九九八年六月）の「元服」の項、『武家名目抄 第六』（改訂増補故実叢書一六巻 明治図書出版 一九九三年六月）の「儀式部」にある程度集められている。鎌倉期で注目される記事の一つは、建治三年（一二七七）二月二日の北条貞時元服（貞時ときに七歳）に係るそれで、この記事は『建治三年記』（続史料大成一〇 臨川書店 一九六七年八月、および伊藤一美校注『建治三年記 注釈』文

(1)

献出版 一九九九年十一月）に収録される。この貞時元服記事では理髪役を北条宗政が勤めたが、加冠（烏帽子）役は誰が勤めたか明瞭でない。安達泰盛にしても烏帽子を「持参」したと書かれているだけである。貞時の元服は「午

付表1 室町初期足利将軍らの元服

出典	備考	その他	泔坏	打乱	理髪	加冠	年齢	日時	
義満公御元服記／ 花宮三代記	「亥刻」	奉行撰津能直・松 田貞秀・斎藤利治 <small>員イ</small>	細川 頼基 (右馬助)		細川 氏春 (兵部少輔)	細川 業氏 (管領・武藏守)	一一歳	応安一・四・一五	足利義満
兼宣公記	「今夕」	陪膳中山満親・役 送□万里家君 <small>佐藤中世</small> 日野 重光 <small>中山親地</small> 左衛門督・ 右大弁等 <small>日野重光</small>			日野 重光 (右大弁宰相)	足利 義満 (室町殿)	九歳	応永一・二・二七	足利義持
教言卿記	内裏にて元服。「白 昼之儀」	参内公卿二条満基・日 野重光・広橋兼宣・四 条隆直、殿上人等			烏丸 豊光 (頭左大弁)	二条 満基 (内大臣)	一五歳	応永一五・四・二五	足利義嗣
看聞日記／満済准后 日記	「戌刻」	着座公卿広橋兼宣・日 野有光、御前物役中山 定親、四位五位役人等			万里小路 時房 (左大弁宰相)	足利 義持 (室町殿)	一一歳	応永二四・一二・一	足利義量
義教公御元服記／建 内記／満済准后日記	「亥刻」。義満の先例に 倣う。「一向武家之儀」	奉行撰津満親・斎藤 基貞・松田秀藤	畠山 持永 (左馬助)	畠山 持幸 (治部大輔)	畠山 義慶 (阿波守)	畠山 持国 (管領満家息・尾張守)	三六歳	正長二・三・九	足利義教

時」(正午ごろ)行われたが、以下みるように、室町將軍の元服儀式の刻限はおおむね夜に属している。元服の仕方も一様でないことがわかる。

一方、皇族の元服については、たとえば、元徳元年(一三二九)二月二十八日に一七歳で元服した量仁親王(後伏見院皇子。後醍醐天皇の皇太子。のちの光厳天皇)の記事が「竹むきが記」(『中世日記紀行集』新日本古典文学大系 岩波書店 一九九〇年一〇月)にみえる。中世の皇族の元服年齢は時の政治状況の影響を直接的に被り、通例にはずれる事例が少なくない。

元服に係わる諸役の中でも、加冠の役、すなわち当人の頭に烏帽子を被せる役(烏帽子親)は特に重要で、「烏帽子親は主君の場合もあるが、一族または他氏のなかでその長、あるいは頼みとなる武勇・才能にすぐれた有力者に委嘱する例が多かった」(『日本史大事典 第一巻』平凡社 一九九二年一月)。このように、元服は一見単なる人生の通過儀礼の様相を呈しながら、実はすぐれて政治的な性格を合わせ持つ儀式なのである。とくに元服する本人が將軍の後継者であるとなると、その元服の形はやがて彼を中心にして構築されるであろう政治的権力の性格をうかがうための絶好の素材であるといえよう。

本稿は、そのような観点から、室町初期の数代の將軍たち(將軍職には就かなかつた足利義嗣を含む)の元服の形態に論及しようとするものであるが、初代足利尊氏については元応元年(一三一九)に一五歳で元服したという記事が残存するにすぎず(『足利系図』『続群書類従 第五輯上』所収)、第二代足利義詮のそれは史料的に確認されない

〔建武二年（一一三三—五）六歳の時、従五位下に叙された。あるいはこの時元服したか〕。従って、本稿では関係記事が残されている義満以下数代（義教まで）のケースが検討の対象となる（付表1「室町初期足利將軍らの元服」参照）。なお、中世の武家儀礼の研究は昨今盛んであるが、元服をかける観点から本格的に論及したものは見受けられない。<sup>①</sup>

## 一 足利義満の元服

第三代足利義満の元服の儀式は、応安元年（一一三八）四月一五日<sup>②</sup>に執り行われた。刻限は「亥刻」（午後一〇時ころ）であった（『花宮三代記』『群書類従 第二六輯』）。義満の誕生は、延文三年（一一三五）八月二二日<sup>③</sup>であるから（母は石清水八幡宮檢校善法寺通清の娘紀良子、号洪恩院）、元服は一一歳の時である（『群書類従 第四輯』所収「足利家官位記」によると、時に正五位下・左馬頭）。義満の元服の詳細については「鹿苑院殿御元服記」（『群書類従 第二輯』所収）という記録が残されており、これによってそのおおよそをうかがうことができる。しかし、この「鹿苑院殿御元服記」は肝心の冒頭部分を欠落させており、加冠・理髪・打乱・泔坏<sup>うらみだり ゆずるつき</sup>の諸役を誰が勤めたかが判らない。この点については、宮内庁書陵部所蔵「義満公御元服記」（架蔵番号二〇九—三三三）後半部に収められる「將軍元服記」の、以下の記事によって明らかにすることができる。

応安元年四月將軍源義満元服

加冠 執権・従四位下・武蔵守頼之朝臣(頼朝)

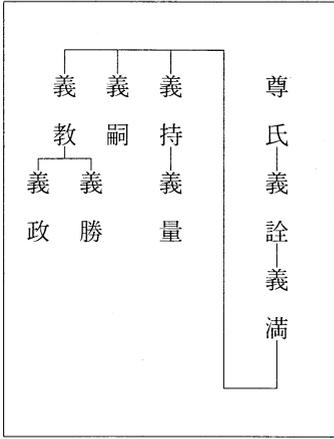
理髮 兵部大輔業氏(頼朝)

打乱役 兵部少輔氏春(頼朝)

泔坏 右馬助 頼基(頼朝)

この記事は先の「鹿苑院殿御元服記」の冒頭にあるべき記事であり、これを補うことによって義満の元服記事は一応完全なものとなる。<sup>(5)</sup>ここにみえる諸役のうち、加冠とは元服の儀式で成人男子(冠者)に冠を着ける役目、理髮とは元服のとき童髪から成人の髪に結う役目、打乱の役とは元服の儀式に打乱箱(衣服・所持品などを仮に入れておく蓋のない箱)を取り扱う役目、また泔坏とは髪を洗う湯水を入れる器のことであり、<sup>(7)</sup>これを取り扱う役目をこう称したのである。

この四役を勤めた者たちについてみよう。加冠役を勤めた「武蔵守頼之朝臣」とは、二代將軍足利義詮によって幼主足利義満の補佐を託され



足利將軍の元服(森)

(5)

る形で幕府の管領に就任した細川頼之である。管領就任は貞治六年（一二三六）一月二十五日のことであった。<sup>8</sup>従って、義満の元服の時点で細川頼之は幕府管領として幕府政治の中心にあった。これより永和年間に至る約一〇年の間、室町幕府は將軍職の代行としての管領細川頼之によって主導された。管領細川頼之が足利義満の元服において加冠の役を勤めたことは注目に値する。次の理髪役を勤めた「兵部大輔業氏」とは細川顕氏の子息細川業氏で、頼之の祖父公頼と業氏の祖父頼貞とは兄弟の関係にある。続く打乱役の「兵部少輔氏春」は、細川頼之の従兄弟の細川之春、最後の泔坏役の「右馬助頼基」は頼之の弟で継子の細川頼基のことである。<sup>9</sup>御装束と御具足の費用は、政所の沙汰（幕府の費用）によってまかなわれた。<sup>10</sup>祝儀の次第については細かな記載があるが、ここでは省略する。

祝儀は当日より三日間続き、当日の雑掌は管領細川頼之、一六日の雑掌は今川了俊の弟仲秋（国泰。舎兄了俊は法体のため外された）、一七日の雑掌は山名時氏の子息氏冬（父時氏は法体のため外された）というような面々の担当によって執り行なわれた。<sup>11</sup>

こうしてみると、足利義満の元服は有力守護大名の筆頭格の細川氏をはじめとして、今川・山名氏といった足利・新田系の大名たちの手によって担われたとみてよい。一向武家の儀といえる内容である。

同じ記録によると、この元服の儀式が終わって一〇日目の応安元年四月二十七日には、足利義満の臨席のもと（將軍就任は同年二月三〇日）、管領細川頼之ら構成メンバーによって評定始が行われた。同日のうちに、伊勢内外宮や石清水などの上七社、それに北野、祇園、吉田等の神社に神馬の奉納がなされ、護持僧の地藏院前大僧正覚雄による

祈禱、三宝院僧正光濟による加持、陰陽師と思われる宗時朝臣<sup>(12)</sup>による身固などが行われ、柳原忠光が後光嚴天皇の勅使として幕府を訪れ、砂金百両・太刀一腰などが禁裏への進物として贈られている。護持僧や陰陽師の係わりは特に注意される。

「鹿苑院殿御元服記」は、このあとに続けて、応安二年正月一日（実は前年十二月三〇日）の將軍宣下、応安五年一月二日の御判始・評定・御恩沙汰、同二五日の除目、同六年一月二五日の石清水八幡宮への神宝献納、同八年二月二七日の永和改元、同三月九日の武家御吉書、永和元年三月二七日の新將軍義満の石清水八幡宮への社参、同四月二五日の参内始について記している。

右の一連の式次第のうち、護持・加持・身固の個所を掲出しておく（「鹿苑院殿御元服記」「義満公御元服記」）。

(7)

（応安元年四月二七日）

護持僧

地藏院前大僧正 覚雄 於本坊祈念之、

当日御加持

三宝院僧正 光濟

共以御使被進鞍馬畢、

足利將軍の元服（森）

「地藏院前大僧正覺雄」は、太政大臣久我長通の子息で、醍醐寺地藏院親玄の弟子（「野沢血脈譜」東寺感）。観応—延文年間のころ武家五壇法を修した形跡があり、後光厳天皇の護持僧としてみえる。また「三宝院僧正光濟」は、日野資明の子息で、醍醐寺三宝院賢俊の弟子（「野沢血脈譜」）、醍醐寺座主、三宝院門跡。賢俊の後継者として大きな権勢をふるった。光濟は、延文末から康暦年間にかけて武家五壇法を修した形跡がある。光濟は覺雄の替えとして後光厳天皇の護持僧となっている。覺雄、光濟ともに宗派的には真言宗の醍醐寺の密教僧で、同じく武家護持僧、すなわち足利義満の護持僧であったと考えられる。元服の儀式に護持僧がかかわった事実は注目してよい。

ちなみに、この義満元服の例は、後述するように、約六〇年後の正長二年足利義教の元服の際に「御佳例」として踏襲された（「満濟准后日記」正長二年（一四三二）三月九日条）。

この「鹿苑院殿御元服記」にみる足利義満の元服から参内始にいたる諸行事は、重要な幕府儀礼として、いわば新将軍の就任関係行事として一つのモデルと化したとみられる。この例はこのちどのような変化をみせるであろうか。そこには同時に幕府政治の特質が映し出されているとみてよい。

## 二 足利義持の元服

第四代足利義持の元服の儀式は、応永元年（一三九四）一二月一七日に執り行われた。義持の誕生は至徳三年（一三八五）二月一二日であるから（母は三寶院門跡坊官大谷安芸法眼の娘慶子、号勝鬘院）、元服時の年齢は九歳である。義持の元服の様様については、伝奏・准大臣広橋兼宣の日記「兼宣公記」応永元年（一三九四）一二月一七日条に記載がある。活字本では『大日本史料 第七編之一』に収録されたものもつともよい。やや長文にわたるが、いまま関係記事を掲出しよう。

十二月十七日、天晴、抑室町殿（足利義持）准后 若君 九歳 今夕令遂首服給、万里小路大納言申沙汰、是爲重房家司申沙汰之故也、酉半刻家君御参（広橋兼宣）御直衣、下紙（紙） 余同参（東帯）、諸大夫一人 著布衣 所被召具也、頃之人々参集、次余参内、是令任將軍給之間、爲宣下所参陣也、頭中将申沙汰、上卿日野大納言着陣、以官人召余、々々参進、上卿仰云、以左近衛權中将源朝臣義一（持）可爲征夷大將軍者、余奉上宣退、於敷政門辺、自懷中取出笏、着床子座（掛如例）仰々詞於官（其詞同上卿）、史称唯、次余揖、座退出、帰参室町殿、上卿同参、今夜宣下五ヶ条云々、

紋品 正五位下

任官 左近衛權中将

足利將軍の元服（森）

禁色

任將軍

(片取カ)

、、○闕文あり

次諸大夫二人置円座二枚、次冠者扶持公卿右大弁宰相起座、参曹司御方、次殿上人取脂燭、同参彼御方、冠者令

出座給浮文小妾御直衣、二重織物御指貫、次五位殿上人三人、置御冠以下之雜具、次内蔵頭教興(山村)朝臣并余取脂燭参進引燭、

候理髮円座左右、次諸大夫二人持参替脂燭、次理髮人右大弁宰相参進著円座有掛、理髮儀事畢、一揖退簀子、余・教

興同退簀子此儀不可然、猶候座敷、次加冠室町殿、令移理髮円座給諸卿動座、加冠儀畢、令復本御座給諸卿安座、次又理髮人

参進、調置雜具退、次冠者起座給、余等取脂燭前行、令人曹司方給、

この記事によって、応永元年（一三九四）一二月一七日、大納言万里小路嗣房を元服奉行として、足利義持の元服の儀式が執り行われたことがわかる。刻限については「今夕」とあるのみだが、これは夕方ではなく今夜の意と考えられる。この日時を勘進したのは当代第一級の陰陽師(21)の安倍有世であった。(22)加冠役は「室町殿」（足利義満）、理髮役は「右大弁宰相」（日野重光）であった。場所は明瞭ではないが、義持の近親者が主要な役目を果たしている点からみると、幕府であったかのような印象が強い。九歳で元服した足利義持は、同日のうちに正五位下に叙され、左近衛権中將に任官、禁色がゆるるされ、さらに征夷大將軍の宣下をも受けている。

義持の元服の儀式は、武家の最高位「室町殿」足利義満を加冠役とし、日野家出身の公卿（記事中に、日野重光は「冠者扶持公卿」とあるので、義持は日野重光によって教導されたか）を理髪役として挙行されたわけで、ここにみられる義満の政治志向は自らを頂点とした公家・武家統一の支配体制であつたらうと推察される。

足利義満の元服では、護持僧による加持・祈禱や陰陽師による身固という一幕があつたが、義持の場合には、史料的に確認されない。しかし、元服の日時を陰陽頭が勘進しているように宗教的な雰囲気も漂っていることからみると、護持僧・陰陽師の係わりも当然想定される。義持元服の最大の特徴は、それが「室町殿」と、將軍職（「御所」との分離を伴つたことである。ここに將軍在職にはかわらない、足利家の家督としての「室町殿」が誕生する。

### 三 足利義嗣の元服

足利義嗣には、むろん將軍の経歴はない。しかしこの人物の元服は注意を要する。足利義嗣は応永元年（一三九四）の生まれで、父は足利義満、母は室町幕府評定衆撰津能秀の娘春日局。義持の九歳年下の弟である。以下で述べる足利義教と同年齢。義持が元服し征夷大將軍になつた年に誕生したことになる。義満の庶子がそうであつたように、義嗣も幼少にして三千院（梶井門跡）に入室、稚児となつた。足利義嗣の政界の表舞台への登場は、父義満の政治的な策略に負うところが大きい。すなわち、足利義満はやがて彼を三千院から戻し、室日野康子（北山院）の猶子として

北山第南御所に住まわせた。父義満による義嗣偏愛（『看聞日記』応永三年一月二日条）と表裏の關係の目まぐるしい官位昇進は応永一五年（一四〇八）二月より始まる。同月二七日には昇殿を聴された（『教言卿記』同日条）。同年三月四日に従五位下に（異母兄弟の義教はこの日出家）、同二四日には正五位下・左馬頭に、同二八日には従四位下に叙された。この間の三月八日、後小松天皇が北山第に行幸したときには、義嗣は天皇の身近に仕え、父の偏愛ぶりを諸人に示した（『椿葉記』『群書類従 第三輯』、『北山殿行幸記』『大日本史料 第七編之九』）。その年の四月二十五日に「だいに<sup>(内裏)</sup>てげんぶくして義嗣と名のらる。しんわう<sup>(内裏)</sup>御げんぶくの准據なるよしきこえし」（『椿葉記』）とある。義嗣の元服は応永一五年四月二五日、場所は内裏、親王の元服に準じたものであったことが知られる。時に一五歳の義嗣は、当夜の除目で、従三位・参議に叙任された。

足利義嗣の元服の模様をもっとも詳しく伝えるのは、権中納言山科教言の日記『教言卿記』応永一五年四月二五日条である。<sup>(2)</sup> いま史料纂集本をあげる。

廿五日、

御元服白昼之儀也、

一、若公御方御元服事、

<sup>(一)</sup>基

御参内、公卿、加冠内大臣

<sup>(二)</sup>満

御藤、若公同之・御沓大御所

日野大納言

<sup>(三)</sup>重光

・帥中納言

<sup>(四)</sup>兼宣

・四条新宰相

殿上人、

理髮頭左大弁

豊光朝臣

若公御沓

・御榻

手長下屬

教興朝臣

前駐

・所望

尹賢朝臣

<sup>(五)</sup>新中将

・所望

永藤朝臣

・雅清朝臣

・

所望(山御門)・宣輔(山御門)・所望(白川)資雅、

一、地下前駟、俊重(森原)朝臣以下六人、

一、衛府、曾我平次郎右衛門尉・朝日孫左衛門尉・真下勘解由左衛門尉・伊勢七郎左衛門尉・長次郎左衛門尉・

本庄三郎左衛門尉、

一、衛府長下毛野武遠、

一、小隨身四人、

一、小舎人童二人、

一、番頭八人、

一、参会公卿 西園寺大納言(定永)・日野新大納言(資隆)・冷泉中納言(資房)、

一、所役殿上人 教豊(山村)・教高(山村)・俊長(坊城)・藤光(町)・行光(柳原)・資雅等也、

この記事によると、義嗣の元服の儀式では、加冠の役を内大臣二条満基（関白二条師嗣の子。当時二六歳。応永一六年三月関白・左大臣となる。同一七年一二月没）、理髪の役を頭左大弁日野（烏丸）豊光が勤めていることが知られ、万事公家の方式によって執り行われていることがわかる。最も注目すべきは、最重要の役目である加冠役を内大臣二条満基が勤めている点である。これ以前の将軍経験者、およびそれに準ずる人物で、元服の際加冠役を公家に勤

足利将軍の元服（森）

一四六九

めてもらったという例は認められない。その意味で義嗣の元服はこれまでの常例からすると異例といわざるをえない。「椿葉記」が「しんわう御げんぶくの准據」と記すゆえんである。この儀式ののち、足利義嗣は「若宮」と称されるようになる。<sup>(26)</sup>元服の刻限についてはこれまで夜であったが、義嗣の場合は殊更「白昼之儀」であった点も注意される。

この異例の義嗣元服の裏に隠された室町殿足利義満の政治的意図をどのようにみるかについては、次期天皇のポストを剥奪するための一連のパフォーマンスとみなす意見<sup>(27)</sup>などがあるが、奇しくも首謀者足利義満自身が義嗣元服の三日後の四月二十八日病魔に冒され、『教言卿記』同日条、不治の病の床に着いたから（死去は同年五月六日）、判断するための材料が決定的に不足して明言は困難である。しかし、義満にとって天皇ポストを身内で占める理由と必然性が今ひとつ不明で、今後の究明に期すほかなからう。あえていえば、筆者は、義満は天皇ポストの剥奪まで考えていたのではなからうと密かに考えている。

庇護者足利義満の急死は、愛児義嗣の政治的立場を大きく変えた。兄で将軍の義持との関係は次第に悪化するのち、当然であったが、しばらくの協調関係ののち、義嗣の失脚は現実のものとなった。『満濟准后日記』によると、「押小路殿」「垂相」と呼ばれていた義嗣は応永三年（一四一六）一〇月二十九日に遁世、十一月一日には洛西の梅尾辺で落髪したとの噂が立った。幽囚ののち同二年一月二四日殺害された。行年二五歳、法号林光院、法名道純孝山。相国寺林光院に葬られたものとみられる。

#### 四 足利義量の元服

第五代足利義量は、応永二四年（一四〇七）七月二四日の生まれ、父は將軍足利義持、母は日野資康の女栄子（『教言卿記』同日条）。彼は、応永二四年（二四一七）二月一日に元服した。時に一一歳。義量の元服の儀式を伝えるのは『満濟准后日記』および『看聞日記』の同日条である。

（『満濟准后日記』応永二四年二月）

一日、壬午、天晴、○中略 御年（十一）□□歳 御元服□□法結願、□□渡遣（高き山カ）□□中務□□供料等無之、以自力沙汰之、且□□寺、醍醐御祈、同結願、御撫物□□、御元服戌刻、加冠御所様、□□左大弁宰相時房、著座公卿広橋大納言、日野中納言（有光）、御前物役中山中将定親、其外四位役人雅清（飛鳥井）・教豊（上村）兩人、五位役三人経興（勳等）・宣光（八座）・量光（日野）、諸大夫□□条殿被□□爲無風雨□□□□重々々々□□退散云々、○下略

（『看聞日記』応永二四年二月）

一日、晴、吉慶、幸甚々々、○中略 抑室町殿若公今日被加首服、加冠父公（足利義持） 于時内大臣 理髮左大弁宰相時房朝臣、著座公卿広橋大納言（兼世）・執権日野中納言（有光）、役送殿上人五人散状未見也、名字義量、大藏卿長遠卿勘進之、今夜

足利將軍の元服（森）

右近中将、正下四位、禁職(色)等被宣下、元服之儀、冠帯拜舞了、次改装束、立烏帽子・香直垂、此時加冠  
 永藤朝臣、次又改装束、折烏帽子・单衣物、此時加冠(高色)滿淵(高色)武家近習、装束三色被着替、珍敷儀式也、内々姿、  
 折烏帽子・单物云々、故北山殿佳例也、来十三日参内、可為嚴儀云々、

兩者相補つて義量の元服儀式の様子をよく伝える。これによって知られるのは、義量の元服にあたって、加冠の役  
 は父足利義持(時に將軍・内大臣)が勤め、理髪役は左大弁宰相万里小路時房が勤めたこと、著座公卿ら公家たちの  
 居並ぶなかでの元服であったこと、「義量」の諱は大藏卿東坊城長遠の勘進するところであったこと、「故北山殿」  
 (足利義滿)の例を襲つた元服儀式であつたとしてゐること、などである。刻限は「戌刻」(午後八時ころ)であつた。  
 義持は元服の一月前から醍醐寺、東寺に祈禱を命じ、義量元服のつつがなき挙行を祈念させてゐる。

注目すべきは、『看聞日記』は「故北山殿佳例也」とするが、すでにみてきたことからすると、加冠や理髪の役な  
 ど義量元服のおおわくは、足利義滿の例(応安元年四月一五日元服)というよりも足利義持の例(応永元年一二月一  
 七日元服)を踏襲したものと考えるべきであろう。足利義滿の元服のとき、加冠役は管領細川頼之、理髪役は兵部大  
 輔細川業氏であつたが、義持の元服では、加冠役は足利義滿、理髪役は日野重光であつた。

万里小路時房をはじめ、広橋兼宣といった公卿は、のち伝奏の役目に就くなど、室町殿との間に緊密な關係を執り  
 結ぶ面々である。

足利義量はこの日、左近中将・正四位下に叙任され、禁色が聴された。こうして義量を將軍に立てるための諸準備が開始された。義量が父義持の譲りを受けて將軍となるのは、応永三〇年（一四二三）三月一八日であった（『公卿補任』第三編）。時に義量一七歳。

父義持の期待を一身に受けて將軍に就任した義量であったが、翌年の応永三一年正月には病を發し、やがて翌三二年二月二十七日帰らぬ人となった。行年一九歳。このあと、將軍空位の時代が正長二年（一四二九）三月一五日に足利義教が將軍に就任するまで、約四年間続く。

## 五 足利義教の元服

足利義持の臨終の枕元で、籤によって後継者に選出されたのが義満の第四子足利義教（はじめ義円、義宣）である。<sup>28</sup>正長二年（一四二九）三月一五日に將軍宣下。義教、時に三六歳。異例の高齡將軍の登場である。

第六代足利義教の誕生は、応永元年（一三九四）六月一三日である（『大乘院日記目録』等）。母は義持に同じ。応永一〇年（一四〇三）六月二日、一〇歳の時、天台宗の青蓮院門跡に入室（『兼宣公記』等）。同一五年三月四日、得度して義円と称した（『諸門跡譜』）。同一八年七月一九日受戒（『華頂要略』）。ついで大僧正となり、三后に准じ

『満濟准后日記』応永二〇年五月二八日条に「青蓮院新准后」とみえるから、義円の任准后はこのころか）、応永二六年一月三日に天台座主となる（同二八年四月一〇日まで在任）。

こののち、応永三五年（一三二八）一月一八日の足利義持死去をうけて、義円は室町殿の地位を獲得するわけであるが、准后になって以降將軍継嗣におさまるまでの義円の動向については検討すべき点が多い。たとえば『満濟准后日記』応永二二年七月二日条によれば、義円はこの日の早朝逐電し、嵯峨に逃げている。満濟は「条々儀在之云々」と思わせぶりの証言を残している。応永二六年から同二九年にかけての時期には、公武祈禱体制の枠内に収まっている様子である<sup>30</sup>。こうした義円の動向は、將軍嗣立にいたるまでの前史として具体的に明らかにする必要があろう。

応永三五年一月一八日に義円が室町殿の後継者として選出されたのちの経緯は、おおよそ以下のとおりである<sup>31</sup>。同年一月一九日には青蓮院より日野義資の第に移り、三月二日には還俗し、従五位・左馬頭に叙任され、名を義宣と改めた。四月一日には判始・評定始・乗馬始。將軍になるためには何と<sup>32</sup>いっても蓄髪した上で元服をすませる必要があった。いま、義宣（義教）の元服についてみたいが、要するに法体の義円の登場は、これまでの足利將軍職の継嗣の歴史のなかでも極めて異例に属した。それだけに、さまざまの問題が生じたものと思われる。

義宣（義教）の元服の儀式は、正長二年（一四二九）三月九日に挙行された。義宣の元服儀式の模様を記した史料には、「普光院殿御元服記」（『群書類従 第三輯』所収）と宮内庁書陵部所蔵「義教公御元服記」（架蔵番号二〇九一三八四）がある<sup>33</sup>。これらによって義宣元服の儀式の特徴を考えよう。

内大臣万里小路時房の日記『建内記』正長元年六月二〇日条に「当代御沙汰ハ、同于鹿苑院殿御沙汰」とあるように、義宣（義教）の沙汰はことごとく父義満のそれを踏襲するものであった。元服の儀式にしても、義宣は父義満の先例にならった。参考までに、義満の元服と義宣のそれとを構成内容ごとに比較検討できるように、対照表を作成した（付表2「義満と義教の元服」参照）。

まず「普光院殿御元服記」の冒頭には、以下の記事がある。

一 正長二年三月九日 乙卯 亥刻 天晴風静 御元服

当日安倍有富朝臣相撰申

加冠 従四位下・尾張守持国朝臣 今日一級

理髪 阿波守義慶

打乱役 治部大輔持幸

泔坏 左馬助持永

義教の元服については『建内記』『満濟准后日記』、さらに『看聞日記』にも記事があり、これらの史料を総合的に検討することによって、義教の元服の模様を立体的に構成することが可能である。いま『建内記』の記事をあげよう。

足利將軍の元服（森）

一四七五

(正長二年三月九日)

一四七六

今夜室町殿御元服也、于時左馬頭・從四位下、卅六才、於寢殿良角(号御餐所) 有此事、重大文暈二枚爲御座(南面)、

刻限亥刻、先有御加持事、三宝院准后前大僧正滿濟也、御身固陰陽師安倍有富朝臣(衣冠也)、加冠尾張守持国朝臣(山崎朝臣)、

依法麻、以息男令勤仕之、爲此役被叙四品了、折鳥帽子・白直垂也、理髮畠山阿波守(義慶)、畠山修理大夫長男也、打乱宮畠山(持幸)、土器畠山(持水)

山、奉行撰津掃部頭(源經)、并齋藤加賀守・松田八郎左衛門尉等也、今度之儀、被任鹿苑院殿応安元年四月十五日御

元服之儀、有其沙汰、仍一向武家之儀也、(下略)

時刻は「亥刻」(午後一〇時ころ)である。ここに登場する安倍有富とは陰陽師で、安倍有茂の子息、泰家の弟にあたる。<sup>(33)</sup>『滿濟准后日記』応永二十七年九月一六日条によると、この日泰山府君祭を勤めた安倍有富は本名を泰定といひ、今度改名して有富となつたという。陰陽師による日時勘進では、応永元年一二月一七日の足利義持の元服日を勘進した安倍有世の例が想起される。加冠役の「尾張守持国朝臣」は畠山持国(管領畠山滿家の子息)<sup>(34)</sup>、法体で父の管領畠山滿家の代行だった。理髮役の「阿波守義慶」は畠山滿慶の子息義慶であり、義慶の祖父深秋と持国の祖父基国とは兄弟の関係にあたる。<sup>(35)</sup> また打乱役の「治部大輔持幸」も畠山一門とみられ(おそらく持国の従兄弟あたりか)、泔坏役の「左馬頭持永」は畠山持永で、持国の弟にあたる。<sup>(36)</sup> この人的構成は応安元年四月の足利義満元服の際、儀式を取り仕切った管領細川頼之の場合とまったく同じであるといわねばならない。

このようにみえてくると、義宣の元服は「鹿苑院殿応安元年四月十五日御元服之儀」（『建内記』）、「鹿苑院殿御元服之時」（『満濟准后日記』）『看聞日記』を踏襲したことは動かせない事実である。義宣の元服が「一向武家之儀」（『建内記』）、「非公家之儀、一向武家申沙汰」（『看聞日記』）であったことも義満元服の場合と共通している。

先に義満の元服を考えた時、一連の式次第のうち、護持僧と身固の個所をあげたので、義宣の場合についても同様に掲出しておく（『普光院殿御元服記』「義教公御元服記」）。

（正長二年三月九日）

護持僧

兼日御祈禱供料三千疋 自政所方、沙汰無之、以運署申遣之、

地藏院僧正 持内

当日御加持

三宝院准三宮 満濟

御加持御元服以前也、准后御参及御祝時剋也、

両門跡後日被進鞍馬、

御身固

足利將軍の元服（森）

ここに登場する二人の護持僧は、醍醐寺地藏院僧止持円、および加持担当の醍醐寺三宝院前大僧正滿濟である。義持・義教期の武家護持僧については別稿で述べたが、將軍就任予定者の元服が密教色を持ったことは、義滿の場合と共通していて興味深い。また、身固を行った陰陽師安倍有富については先述のとおりで、義滿の元服では安倍有世がこの役を果たした。滿濟と有富は、右に掲げた『建内記』の記事中に、加持と身固の役として登場している。

ただ、二人（義滿と義宣）の元服の式次第を比較すると日程において相違する点が少なくない。詳しくは後掲表（付表2「義滿と義教の元服」）に明らかだが、例えば、この加持・身固にしても、義滿のときは元服の日から一二日目の応安元年四月二十七日のことであったが、義宣の場合は元服当日の正長二年三月九日に行われている。右の記事中に「御加持元服以前也」とあるように、義宣の加持は元服に先だって行われた。このように、義教の元服が義滿を踏襲したとしても、細かな点では前後相違したり、儀式の内容に厚薄がみられたのである。

元服後の義宣の動向をすこしみよう。義宣は、元服後六日目の正長二年三月一五日に將軍宣下を受けて正式に將軍に就任した。あわせて参議・左中将に任じられた（『公卿補任』『看聞日記』）。この時、義宣は名字を義教と改めた。「よしのぶ」（世しのぶ）と読まれ不快をなしたからだと『看聞日記』同日条は伝えている。室町六代將軍足利義教の名前はここに誕生する。

## 六 相互関係についての検討 —むすびにかえて—

義満から義教に至る四代の將軍経験者およびそれに準ずる者の元服儀式の仕方について通覽してきたが、加冠等の諸役を担当するメンバーにしても刻限にしても一定したものでなく、それぞれに特徴を有していることがわかった。元服のかたちは当然その当時の政治状況を反映するものであるから、このことを通して、室町初期政治史に何らかの知見を指摘することができないものであろうか。

足利將軍の花押使用に関する小林保夫氏の研究によると、足利將軍の花押使用の特徴はおおよそ以下のとおりである。足利義満については「永徳元年（一三八一）七月（この月二三日に義満は内大臣に就任した<sup>8</sup>筆者注）以後、公家・武家両様の花押がその発給文書で併存<sup>9</sup>して用いられ、公家様は専ら寺社・本所以下公家に関するものに、武家様は恩賞をはじめとする武家に関するものに用いられている。やがて、公家・武家両様の花押は公家様花押に統一され、武家様花押は義満の文書から姿を消してゆく」と結論づけられる。義持の花押は公家様のみである。また義教については、「永享四年七月内大臣に補任されると、翌八月に御判始を行って、これまでの武家様花押による將軍発給文書を公家様花押による文書へと変えている。以後、義教の將軍発給文書は公家様花押のみでなされ、義満のように公家・武家両様の花押が併存<sup>10</sup>する時期はみられない」。

こうした花押の使用が、本人の政治的志向の一端を表していることは当然認めてよいと思われる。だとすれば、花押使用の趣向からすると、室町初期段階の足利將軍の政治的志向は、概して言えば、公家化の方向で収束するとみてよいのではあるまいか。

足利義満から同義教にいたる五人のうち、最も公家的な元服の様態を呈しているのは足利義嗣であり、逆に最も武家的なのは義満および義教であることは認められよう。残りの義持と義量は、その中間に位置するとみてよい。武家的な元服をした將軍が最後まで武家的な政治運営を行うとは限らない。要するに、將軍として嗣立されるその始めの段階でどのような政治勢力の影響下でスタートするかという点に注目すると、いくつかのパターンがあることが知られる。

すなわち、足利義詮没直後の義満元服と足利義持没直後の義教元服とは、ともに室町殿の政治権力が極度に弱体化した時期における、特別の挙行といつてよい。そのような時、室町殿予定者の元服が管領（いわば有力守護たちの代表者）の主導下でなされることはむしろ自然であろう。義教の父義満への回帰志向は、自らの勢力基盤の脆弱さをはしなくも物語っている。義教政権のスタートは、有力守護大名との協調のなかでなされたといえる。しかし、彼らがやがて室町殿としての権力を握るに至ると、自らの手によって後継者の元服を堂々と執り行うことができた。義持と義量の元服はそれに当らう。そこには、理髪役に公家を配するなど、公武統一政権の担当者としての室町殿の強い政治意識が認められる。

ここで問題となるのは、義嗣の元服である。それが義満による天皇ポスト剥奪にいたる政治的野望にもとづくものか否か、議論の分かれるところである。このことについての私見は先述したので繰り返さない。室町初期段階での將軍の元服の仕方は、その時どきの幕府内の政治状況や力関係に規定されつつ、武家の儀と公家の儀との間を漂っていたとみられる。

なお、その後を少しばかりみておこう。まず第七代義勝（義教長男）は父義教横死後の嘉吉二年（一四四二）一月七日に九歳で元服、加冠を関白二条持基、理髪を右中將三条公綱が勤める「公家儀」であった（『管見記』〈公名公記〉、『康富記』同日条）。翌年七月病死。続く第八代足利義政（義教子息、初名義成、義勝弟）は文安六年（一四四九）四月一六日一四歳で元服、加冠を細川勝元（管領）、理髪を細川持経（中務大輔）、打乱を細川持親（淡路守）、泔坏を細川成賢（右馬助）という具合に細川一門が四役をすべて勤めている（国立歴史民俗博物館所蔵「宝徳元年足利義成元服記」〈広橋本〉）。これは武家の儀というべきであろう。周知のとおり、いわゆる東山文化はこの義政の時に花開いた。

（二〇〇三・九・一五稿）

（25）

(1) 元服の儀式を武家社会の成長との関連で論じたものに、牧野信之助『武家時代社会の研究』（刀江書院 一九四三年一月）第一編第一章「武家の族的結合について」がある。

(2) 以下に述べる「鹿苑院殿御元服記」が元服の日を「応安元年四月朔日」に作るのは誤り。『大日本史料 第六編之二九』二三一頁では「朔」の文字に〔望カ〕と傍注を付している。望日とは陰暦一五日の称である。

(3) 「愚管記」延文三年八月三日条等。『大日本史料 第六編之二二』九八四〜九八五頁参照。

(4) 『満濟准后日記』正長二年二月一〇日条にみえる「故鹿苑院殿御元服日記」とはおそらくこれをさそう。以下に述べる「義満公御元服記」も同系統の写本。

(5) この欠落記事は、「花宮三代記」（『群書類従 第二六輯』所収）貞治七年（応安元年）四月二十五日条にもみえる。

(6) 『日本国語大辞典（第二版）』第二卷「打乱箱」、第三卷「加冠」、第一三卷「理髪」の項参照。「打乱箱」については鈴木敬三編『有職故実大辞典』（吉川弘文館 一九九六年一〇月）五九頁等参照。

(7) 『時代別国語大辞典 室町時代五』（三省堂 二〇〇一年一月）五七二頁。

(8) 小川信『細川頼之』（人物叢書 吉川弘文館 一九七二年九月）一〇二頁。

(9) 『新訂増補国史大系 尊卑分脈 第三篇』二八一〜二八五頁。

- (10) 「義満公御元服記」、「鹿苑院殿御元服記」。
- (11) 「義満公御元服記」、「鹿苑院殿御元服記」、「花宮三代記」。および注(8) 小川著書一〇六〜一〇七頁参照。
- (12) 陰陽道の賀茂・安倍氏系図に該当する人物は見当らない。
- (13) 『新訂増補国史大系 尊卑分脈 第三篇』五〇五頁。
- (14) 拙稿「五壇法修法一覽」(『福岡大学人文論叢』三〇―一 一九九八年六月) 四八〜四九頁。
- (15) 「門葉記」五三「長日如意輪法」(『大正新修大藏經 第七六卷』) 五〇三頁(後光嚴天皇の項)。
- (16) 『新訂増補国史大系 尊卑分脈 第二篇』二四七頁。
- (17) 注(14) 拙稿 四九〜五一頁。
- (18) 注(15) 五〇四頁。
- (19) 『大乘院日記目録』(増補続史料大成第三七卷) 至徳三年二月二日条に「義持誕生」とある。誕生日が二月二日であることについては、『満濟准后日記』応永二年と同、二六年の二月二日条、応永二年二月一日条参照。
- (20) 史料纂集『兼宣公記 第一』応永元年二月一七日条も義持の元服記事を載せるが(同書六〇〜六一頁)、『大日本史料 第七編之一』の記事がよくまとまっている(同書七五四〜七五五頁)。なお現行の国立歴史民俗博物館蔵原本の写真版はこの日の記事を含む巻第六〇六を欠いている。
- (21) 柳原敏昭「南北朝・室町時代の陰陽頭」(『鹿大史学』40、一九九三年一月)、同「安倍有世論―足利義満に仕えた陰陽師―」

(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館 一九九四年八月)。

(22) 「春の夜の夢」六一に「応永元年十二月十七日、最上吉日たるよし、土御門(有世) 勘へ申すによりて、將軍家の御嫡男義持、ことし九歳にて紋爵まし／＼けれハ」とある(『大日本史料第七編之一』七五六頁)。

(23) 義持が紋されたのは当初従五位下であったが、これに難色を示した幕府は朝廷側に圧力をかけて、「將軍家の權威により」「紋爵撰家に准し」て、正五位下に格上げさせている(注22と同じ)。

(24) 『国史大辞典』一(吉川弘文館) 一四七頁。

(25) 活字本では、『大日本史料第七編之九』九七〇〜九七二頁、史料纂集『教言卿記二』二四七〜二四八頁。

(26) 『教言卿記』応永一五年四月二七日条に「若宮(足利義嗣) ヨリ御太刀被下也」などとみえ、「東院毎日雑々記」同年四月二五日条には「北山殿若宮御方於禁中御元服」とある(『大日本史料第七編之九』九七一頁)。なお、『教言卿記』応永一五年四月二七日条には、山科教言の孫嗣教の元服が「大御所様」足利義満を加冠役として執り行われたことが記されている。教言はこのことを喜び、「於御前(義満の御前) 被沙汰下之条、希代事也、忝畏申入也」(翌二八日条)と記した。諱「嗣教」の「嗣」字が義嗣の「嗣」に通ずることは疑いなく、山科教言が義満に臣従していた様子がかがわれる。彼の日記にみえる「若宮」の語もそのような文脈において考えるべきであろう。

(27) 今谷明『室町の王権―足利義満の王権篡奪計画―』(中央公論社 一九九〇年七月)。

(28) 『大日本史料第七編之二八』一三八〜一四二頁に關係史料が一括掲載されている。

- (29) 関連研究は多いが、さしあたり、今谷明『籤引き将軍 足利義教』（講談社選書メチエ267 二〇〇三年四月）参照。
- (30) 『満濟准后日記』応永二六年五月一日、七月一日、十一月三日、十二月一日、応永二七年六月一日、同二九年四月五日の各日条参照。
- (31) 足利義教擁立期の政治的諸問題については、佐藤進一「足利義教嗣立期の幕府政治」（『法政史学』二〇 一九六八年三月）のち同『日本中世史論集』（岩波書店 一九九〇年二月）に再録）に詳しい。
- (32) 宮内庁書陵部には「室町殿元服昇進拜賀等記」（架蔵番号二〇九一三八二）という冊子も所蔵されている。本冊子には前述の「義満公御元服記」も、この「義教公御元服記」も含まれている。
- (33) 『系図纂要 第十五冊』（名著出版 一九七五年五月）二四七頁に有富が登場し、「始有世卿猶子」「従三・陰陽頭・宮内卿」という経歴が付記されている。なお有富については、柳原敏昭「応永・永享期における陰陽道の展開」（『人文学科論集』）（鹿児島大学法文学部）三五 一九九二年二月）、同「南北朝・室町時代の陰陽頭」（『鹿大史学』四〇 一九九三年一月）参照。
- (34) 『新訂増補国史大系 尊卑分脈 第三篇』二七二頁。
- (35) 注(34) 二七〇～二七二頁。
- (36) 注(34) 二七二頁。
- (37) 拙稿「室町時代の五壇法と護持僧」（『藝林』五二―一 二〇〇三年四月）。
- (38) 小林保夫「足利将軍の両様花押について」（『日本思想史研究会会報』二〇 二〇〇三年一月）。

附表2 義滿と義教の元服

<p>御祝儀次第</p> <p>(四月一五日)</p> <p>先御出御鬢所、令着御装束<small>狩衣</small>、給御出、          次理髮役人持參御立烏帽子<small>御右御脇並之、則出</small>、          次役人持參泔坏<small>入水ヲ御前之左ニ置、則退出</small>、          次理髮參勤之、          次加冠參勤之、其後置御座<small>仁</small>、有御移給、</p>	<p>諸 役</p> <p>「 將軍元服記          (四月一五日)          応安元年四月將軍源義滿元服          加冠 執權從四位下武藏守頼之朝臣<small>頼朝</small>          理髮 兵部大輔業氏<small>頼朝</small>○細川一門          打乱役 兵部少輔氏春○頼之いとこ          泔坏 右馬助頼基<small>頼朝</small>○頼之弟・継子          」</p>	<p>(元服当日 応安元年四月一五日)</p> <p>「鹿苑院殿(足利義滿) 御元服記」</p>
<p>(三月九日)</p> <p>先御出御鬢所<small>震殿東脇</small>、          次理髮役人持參御立烏帽子<small>ヤナイ箱ニ居へ御前ノ右御脇ニ並置、即退出</small>、          次役人持參打乱箱<small>御前ニ置之、則退出</small>、          次役人持參泔器<small>入水、御前ノ左ニ置之、則退出</small>、          次理髮參勤之          次加冠參勤之          其後於御会所、御備服之儀内々有之、</p>	<p>諸 役</p> <p>(三月九日)          正長二年三月九日<small>之朝</small>天晴風静、御元服、当日安倍          有富朝臣相撰申、          加冠 從四位下尾張守 持国朝臣<small>頼朝</small>○満家子          理髮 阿波守義慶<small>頼朝</small>          打乱役 治部大輔持幸<small>頼朝</small>          泔坏 左馬助持永<small>頼朝</small>○満家子。持国弟</p>	<p>(元服当日 正長二年三月九日)</p> <p>「普広院殿(足利義教) 御元服記」</p>

御 祝 儀 次 第

次献御飯

六本立、御陪膳、彼役人三人、両兵部・典厩、

次加冠着座、

次被聞食三献、

次進御劔

役右馬助、此外御環、弓、征矢、鞍馬、内々被進之、管領沙汰也

次被下御劔於加冠武州役人吉見右京亮頼詮、鞍馬一疋、内々被下、

從四位下左兵衛權佐永豊朝臣著衣冠、勤其役、  
同合著御装束給 役人同

次御出震殿 任忠安御吉例、用震子、

東御妻戸ヨリ御縁ニ御出、階隱間ヨリ入於御座、

御座八幡御拜云々、

還御道如御出、

次於御鬢所、御祝儀有之、

則献御飯 六本立 并贄殿御膳物・御折敷 龜甲 等

竹松調進之、加冠未及着座、

次加冠尾州着座、

被聞食三献 大草調進之、

次被進上御太刀 白、役左馬助、

此外御鎧・御馬・征矢・鞍馬等被進上之、仍而注

文、掃部頭請取之、置御前云々、不及読申敷、

次被下御劔於加冠 大膳刑部大輔吉房勤其役、

後日又鞍馬被下之 御儀御部頭

御陪膳

彼役人兩三人、(出山侍)阿州・礼部・典厩

御手長

伊勢七郎左衛門貞家 伊勢八郎右衛門貞盤

伊勢二郎左衛門貞房 伊勢与一左衛門貞安

御 具 足	御 装 束
<p>(四月一五日)  「料足政所沙汰」  打乱箱 唐木文翁貝以青地錦張内、口一尺三寸、自死御前ニ有之、仍搬出之、  御櫛三 解 鬚細 桐葉蔭也  御小基三筋 赤組  小刀一 五寸片シノギツカサヤ一尺寸以紙卷 水引ニ所結之、  甲貝一 麿黄  御櫛手巾 長六尺 横三寸六尺 加賀絹 幅文白菱 給所行光御進之、  水引三筋  檀紙一重  以上納打乱箱、進上御前、  泔坏 銀田器 口三寸九部 文唐花鳥 付台銀</p>	<p>(四月一五日)  「以料所年貢、伊勢入道沙汰進之、  御服所調進、奉行方申付之、」  御狩衣 白支 松唐草  御指貫 紫 御扇</p>
<p>(三月九日)  「要脚同前、諸道具皆自奉行方申付之」  打乱箱 唐木 御紋桐 青貝 以赤地錦張内、口一尺三寸、御台ノ御方ニ有之、仍申出之、  御櫛三 解 藤細 桐蔭也  御小基三筋 赤組  小刀一 以紙卷之、水引ニテニ所結之、片シノギ一尺寸  御櫛巾 長六尺 横三尺六寸 西面緑織 色黄也 御紋菱裏ハ板引フシカ子染也、  水引三筋  檀紙一重  以上納打乱箱、進上御前、  泔器 銀器 口三寸九分 桐ケホリ</p>	<p>(三月九日)  「要脚政所方沙汰、以奉行三人連署、申付之、」  白襖御狩衣 浮文、松唐草 萌黄御袍 織物、浮文 紅御單  紅御下袴 可被龍御結云々、 御大帷 御帶 御腰ツキ 紫浮文  御指貫 御文鳥多須支 翌日御指貫紫薄色堅紋 御紋鳥多須支  御立烏帽子 御ハリ 御額ト、メ 御扇 槍扇也  以上永豊朝臣調進、此外御櫛巾奉御内々訖、</p>

奉 行	御 具 足
<p>(四月一五日)</p> <p>撰津掃部頭能直 松田左衛門尉貞秀 齋藤太郎左衛門尉利治<small>具</small> 加冠以下役人奉行人等、皆着白直垂、 三ヶ日 御祝儀在之 御劔 鞍馬 雜當進之、 兩日</p> <p>(四月一六日)</p> <p>十六日、今川中務少輔<small>(命秋)</small> <small>(伊予入道)</small> 依舎見法麩、不被御付之、 足利將軍の元服 (森)</p>	<p>掌燈二 執燭役無之、 切燈台 高一尺五寸 白文松鶴</p>
<p>(三月九日)</p> <p>撰津掃部頭滿親 齋藤加賀守基貞 松田八郎左衛門尉秀藤 加冠以下役人奉行人等、皆着白直垂、仍御祝砌、 各一腰進上之、則於御前御劔各給之、役伊勢備中 守貞慶、</p> <p>(三月一〇日)</p> <p>十日、右京大夫持<small>(補)</small>元參勤</p>	<p>台 同白 下台 面七寸三分 桐時絵 以赤地錦張面金物□ 御鏡 面七寸七分 御鏡台 桐時絵 掌燈二 御銚子二具 此内一具白 切燈台 高一尺五寸 白紋松鶴 高燈台八本 白文同 金物皆白 翠簾廿五間 皆新調 御座以下御帖十二帖 皆新調</p>

諸社神馬	御評定始	御劔持參	奉行
<p>(四月二十七日)</p> <p>諸社神馬            上七社 伊勢内外 石清水 鞍馬 賀茂下上 以下馬計            北野 祇園 吉田 大原野 新熊野            諏訪 新八幡 六條・篠村・御所鎮守 五靈社</p>	<p>(四月二十七日)</p> <p>御評定始            御座 御狩衣 武州 法藤出仕麴酌 洒掃 松田貞秀            奏事 寺社三ヶ条 伊勢 石清水 安樂寺俗別当</p>	<p>(四月一七日)</p> <p>御劔持參舍弟民部少輔            若御料被進、            御劔・鞍馬、今日役人奉行人等被下御劔、以後            日、人々御劔・御馬雜掌料等進上之、</p>	<p>(四月一七日)</p> <p>十七日、山名中務大輔<small>(氏冬)</small> 親父<small>(時氏)</small>左京大夫入道同前</p>
<p>(三月一日)</p> <p>諸社神馬 上七社、伊勢ハ内外、石清水、鞍馬、賀茂ハ下上、以下ハ馬ハカリ、大原野、新熊野、            諏訪新八幡、六條篠村御所鎮守以下、御太刀<small>白</small>            御神馬、別目錄在之、            五靈社、此外日吉社、神祇官以下、神馬別目錄在之、</p>	<p>(三月一日)</p> <p>御評定事            今年已正月十一日被始行之上者、重而不及被行之歟之由、就尋下サル、意見申者也云々、</p>	<p>(三月一日)</p> <p>御祝、每事如以前、兩日共御劔 白・弓・征矢・鞍馬等、如当日被進之、</p>	<p>凡御祝儀如昨夜、但御劔役無之、二献後日持參之、三献御盃於中座拜領之、            (三月一日)</p> <p>十一日、治部大輔義豊<small>(所忠)</small>、同親父武衛代云々、            (義尊)</p>

勅使	御装束	御身固	護持・加持
<p>(四月二十七日)</p> <p>勅使忠光卿被參、<small>(御使)</small>後日白太刀・鞍馬以御使被送之、</p>	<p>(四月二十七日)</p> <p>御装束師 永秀朝臣 玉綵被下御馬<small>(至給呼)</small></p>	<p>(四月二十七日)</p> <p>御身固 宗時朝臣</p>	<p>(四月二十七日)</p> <p>護持僧 地蔵院前大僧正 <small>賞雄 於本坊祈念之</small> 当日御加持 三宝院僧正 <small>光濟</small> 共以御使、被進鞍馬畢、</p>
<p>(三月九日)</p> <p>同勅使 大納言時房卿被參<small>(八俣小納言)</small> 仙洞ヨリ 御劔白、禁裏ヨリ 同被進之、時房卿私 礼儀一腰 黒、重而持參、御前於御祝御座、則勅使 仁 御対面、掃部頭滿親申次之、</p>	<p>(三月九日)</p> <p>今夜禁色宣下 大外記中原朝臣師世持參之</p>	<p>(三月九日)</p> <p>從四位上陰陽助有富朝臣、被下御馬<small>(安也)</small></p>	<p>(三月九日)</p> <p>護持僧 兼日御祈禱供料三千疋 <small>自政所方沙汰無之、以連署申遣之</small> 地蔵院大僧正 持円 当日御加持 三宝院准三后 <small>滿濟</small> 御加持御元服以前也、<small>(滿濟)</small>准后御參及御祝時剋也、 両門跡後日被進鞍馬、</p>

足利將軍の元服(森)

將軍宣下	進 物 事
<p>(応安二年正月一日)</p> <p>任征夷大將軍給 <small>御歳十二宣旨、</small></p> <p>口宣大外記師茂持參、掃部頭能直請取</p>	<p>(四月二十七日)</p> <p>禁裏進物事、<small>後日有沙汰被進之、</small></p> <p>砂金百兩 <small>兩分本法銀折敷</small></p> <p>鞍馬一疋 <small>鹿毛 切符唐皮 当日御祝<sup>二</sup>同管領進上之、</small></p> <p>御使 <small>能直 持參執奏</small></p> <p>鞍馬一疋 <small>総轡 被進執奏 西園寺前右府<sup>(亮也)</sup></small></p> <p>禁裏御進上金代等、諸国守護役、</p> <p>太刀一腰 <small>皆銀</small></p>
<p>(三月一日)</p> <p>任征夷大將軍給、宣下 <small>辰刻</small></p> <p>口宣小槻宿禰周枝持參之 <small>周枝時官長者也、</small></p> <p>撰津掃部頭滿親請取、令披露、</p> <p>御所奉行事、昨日被仰付候、</p>	<p>(三月九日)</p> <p>仙洞 <small>江</small> 御進物今夜被進之、御使滿親參<sup>(撰奉)</sup>仁奏時房卿宿所云々、</p> <p>砂金百兩 <small>居銀折敷、</small> 御太刀一腰 白、御馬一疋 <small>鞍置鹿毛 切符唐皮、総轡、今夜目管領被進鞍馬也、</small></p> <p>禁裏 <small>江</small> 御進物同、御太刀一腰 <small>平轡</small>、鞍馬一疋、勅使時房卿 <small>江</small> 御引物、太刀一腰、鞍馬一疋、</p> <p>御祝儀式以後於御会所東向、法鉢衆其外諸大名少々御対面、自余明日可參之由、被仰出ニテ候、御太刀・鞍馬・折帟等各被進之、于時執權左衛門尉入道道端、於御会所砂金又御<sup>□</sup>太刀等内々被進之、依爲法鉢、子息持国朝臣參勤、可謂御佳例乎、</p> <p>三ヶ日御祝儀有之、兩日時刻如当日、</p> <p>(三月一日)</p> <p>公家進金代諸国守護役銀折敷代、政所方促諸道、下行目録別紙ニアリ、</p> <p>御太刀十三振 <small>此内三振白</small> 御鞍二口 総轡二懸</p> <p>以上自御倉、粉井申出之、</p>

<p>御恩沙汰</p> <p>次御恩沙汰 御座 武州 庫禪 中書禪 今日奏事、石清水八幡宮御奉、 越中国、 、 、 、</p>	<p>衆評定</p> <p>(応安五年十一月二二日) 次評定衆 俗浅黄直垂 法袿衣如常 御座 武州(二階堂) 政所 礼部(佐々木)評定奉行 庫禪 波多野 中書(二階堂) 備禪(佐々木)侍所 肥州 奏事 寺社三ヶ條如例 飯尾美濃守貞之 鬪子役 飯尾左近将監</p>	<p>始判御</p> <p>(応安五年十一月二二日) 天晴 風静 御判始 御歳十五 御装束 御立烏帽子 御直垂 白ノ長絹 於寢殿十二三面 西面 自政所御吉書進之、 御判 七ヶ国 山城三郎左衛門尉持參 次於当座御所、被聞食三献 政所沙汰之 御祝次第 御引出物 御劔・御馬 管領進上之</p>
<p>管領落居同日</p> <p>(三月二九日) 今日伺事、可被聞食始之由、俄被仰出之、披露之当 番兩人申次之、秀藤披露篇目、 住吉社領播磨国所々御即位段銭事、 免除証文分明之上者、可止催促之旨、被仰出之、</p>	<p>(三月二四日) 御前御沙汰被行之、 御座 管領 洒掃 因禪 雍州 奉行人參勤如先規、</p>	<p>(四月一五日) 御判始 御吉書事、去年御沙汰之上者、只雜訴大方落居 スル物に被成御判也、 ○これは將軍就任後の御判始であり、『満濟准后日記』 によると、義宣は前年(正長元年)四月一日にも 御判始を行っている。</p>

足利將軍の元服(森)

八幡献納	除目・その他
<p>(応安六年十一月二五日) 被献神宝等石清水、其状爲貞秀奉行上之、 同廿七日、被献之、</p>	<p>(応安六年十一月二五日) 除目 <small>御歳十六</small> 任参議給 <small>兼左近衛中将勲功之賞</small> 叙従四位下 同日鎌倉殿 <small>氏滿</small> 左馬頭・正五位下 御位署、就御吉事、可被書始之由、</p> <p>○征夷大将军参議兼左近衛中将従四位下源朝臣となる</p>
	<p>(三月一五日) 昇進宰相中将 御座 <small>(御座)</small> 尾州着座 御前陪膳日野頭弁、御手長伊勢苗字衆、 於震殿御祝儀式有之、申刻、其後於御会所、 管領其外諸大名皆着直垂、御太刀被進上之、 御前衆同、今日可進上之由被仰出、各着直垂 御太刀持参之、兩條御悦之間、二振持参之、 (三月一五日) 今日御改名、以義宣被改義教 (三月二九日) 御上階 口宣 大内記爲清朝臣持参 (三月三〇日) 御昇進權大納言 口宣 大外記師世朝臣持参之 兩日共以於震殿御祝儀式如先 <small>尾州着座</small> (八月四日) 御昇進右近衛大将、申刻御祝</p>

<p style="text-align: center;">石 清 水 八 幡 宮 社 參</p>	<p style="text-align: center;">改元</p>
<p style="text-align: right;">(永和元年三月二十七日) 石清水八幡宮御社參、 当御代始</p> <p>御装束如例 <small>御淨衣</small> 御出 <small>御軍新造</small> 自東寺御輿 <small>四方</small> 御力者十三人、牛飼五人、雜色九人 車副 金取以下 御幣役人馬打次第如此 畠山兵部少輔 御劔 畠山左近大夫將監 御調度 佐々木青地六郎左衛門尉 御沓 千秋左近將監 <small>大天イ</small> 近習 <small>此内常備六人</small> 於社頭勤仕、次第番之儀 □ 諸大名一騎打之次第 小侍所 山名彈正少弼 <small>但依所筑所</small> □ <small>直之後參也</small> 管領 武州 侍所 細川右馬助 管領後騎役人一騎打 <small>惣後騎之</small></p>	<p style="text-align: center;">(応安八年二月二十七日) 改元 <small>永和元</small> 三月九日武家御吉書 <small>同政所進之如常 武藏・相模</small></p>
<p style="text-align: right;">(八月一七日) 八幡御社參始 御出卯刻 御輿四方、爲布衣六人之内、秀藤參勤也、御馬 被牽、鶴毛、御鞍覆虎皮、 一番 布衣 松田八郎左衛門尉秀藤 和田中務丞親直 二番 伊勢与一左衛門尉貞安 海老名太郎左衛門尉季俊 三番 伊勢二郎左衛門尉貞房 伊勢八郎左衛門尉盛経</p>	<p style="text-align: center;">○正長二年九月五日、永享改元</p>

足利將軍の元服 (森)

一四九五

御 参 内 始

(永和元年四月二五日) 御参内始

御装束 衣冠 御雑色如御社参

御劔 細川右馬助頼基 今日被仰小侍所、召具朝夕畢、

御沓 撰津掃部頭能直 馬打事、依所存被録御沙汰、

御調度 佐々木越中四郎左衛門尉

今度供奉一頭打

管領供奉、其外諸大名同前、次侍所雖爲山名

彈正少弼、未始行之間、不及供奉歟、

御傘役事、兼日無御用意、仍時而被仰付千秋

右近将監勤仕、着直垂、先先在其例、

奉行 貞秀

門裏少外記周清

一 自御誕生之日、至于今每度御祝、貞秀奉行、

可謂御佳例歟、大将御拜賀、行幸御供奉、大

臣大饗以下、每度于今奉行之記録、公方諸家

在々不及註之、

(永享二年七月廿五日) 大将御拜賀

供奉行列 出仕人々伺候次第 并 蹲踞

侍、當申曹、于時赤松左京大夫入道性具、依爲法鉢料酌、舍弟伊予守義雅勤其役、

郎從三十騎召具之、(中略)

次小侍所 于時畠山左馬助持水、 (中略)

次前駟、笠持二行十人

次居飼四人

次御厩舍人二行四人

次一員三人 府生 将曹 将監

次殿上前駟一行爲先、下臈三拾四騎

(以下略)

(正長二年三月二四日)

抑御元服 御歳二十六 奉行事、二月十五日被仰付以来、

両三人洒掃・秀藤・基貞每日出仕、

上管領伺事、篇目依事繁不及注之、就中記録事、

基貞・秀藤各以草案持参惣奉行所訖、秀藤之記分

神妙也云々、事外被甘心了、仍一卷有抑留之上者、

不及拘惜也、然者於彼家所持之記録者、可爲秀藤

所書遣之記録之、後輩爲存知粗所注置也而已、

<p>奥書</p>	
<p>此一巻、以高祖父貞秀自筆写之、当家之爲規模記録而已、</p> <p>松田丹後守長秀</p>	
<p>○この奥書は「義教公御元服記」(宮内庁書陵部所蔵)による。</p>	<p>三宝院御門跡<small>(遺跡)</small>可書進之由、爲権家蒙仰之間、雖<small>非也</small>無斟酌、一本令進覽之也、</p> <p>此本父貞益所新写也、古來伝写之誤不少也、今朱書愚意了、</p> <p>伊勢正藏 貞丈録</p>